★　屋外広告物規制について

御所市では美観風致を維持し、公衆に対する危害防止のため屋外広告物法及び条例に基づき、広告物の表示のある場所及び提出する物件の設置について規制を行っています。

★　屋外広告物とは

屋外で、常時又は一定の期間継続して、公衆に対して表示される、**はり紙・はり札・ポスター・立看板・広告板・広告塔**などをいいます。

これらが独立して設置されている場合はもちろん、建物などを利用して取り付けられている場合も含みます。

また、表示内容が営利的な商業広告でなくても、文字等で表示されていなくても、上記の要件に該当するものは屋外広告物です。

★　屋外広告物を出すときは

広告物を掲出する時は事前に**まちづくり推進課**と十分に相談して下さい。

概　要

禁止事項（広告物・物件・地域等）	P2
許　可　基　準	P3～
許可申請等の手続き	P9～
手数料と許可期間	P11～
適用除外広告物	P12
その他の注意事項	P12
屋外広告業届出・講習会	P13

禁　止　広　告　物

■ 次の広告物は、どんな場合にも、表示・設置することができません。

- 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく美観風致を害するおそれのあるもの
- 公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるもの

禁　　止　　物　　件

■　次の物件には屋外広告物の表示・設置が禁止されています。

- 橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯
- 街路樹、路傍樹
- 郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所、道路標識、道路上のさく、駒止、信号機
- 銅像、記念碑
- 建造物（文化財保護法、奈良県文化財保護条例の規定により指定されたもの）
- 石垣、よう壁
- 火災報知器、消火栓、火の見やぐら
- 送電塔、送受信塔、照明塔

■　電柱、街灯柱その他これらに類するものには、はり紙、はり札、立看板の表示が禁止されています。

禁　止　地　域　等

■　次の地域では原則として屋外広告物の表示・設置はできません。

- 文化財保護法により指定された地域
  - ○国宝又は重要文化財の建造物の周囲５０ｍ以内
  - ○特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物（仮指定を含む）
  - ○特別史跡、特別天然記念物の周囲１００ｍ以内
- 奈良県文化財保護条例により指定された地域
  - ○県指定史跡名勝天然記念物
- 風致保安林の周囲１００ｍ以内
- 陵、墓地、火葬場
- 都市公園

許　可　基　準

■　一般基準

□　美観上の基準

- 市街地における広告物は、都市の環境に調和し、都市美観を害さないものであること。
- 赤と緑、紫の原色又は原色に近い色彩（※１）の使用は、その表示部分を最小面積にとどめること。（※２）
- 赤と緑又は緑と紫は近接して使用しないこと。
- イルミネーション、ネオンサイン等は点滅速度をゆるやかにすること。
- サーチライトは使用しないこと。

□　危害防止の基準

- 容易に腐朽し、破損しない構造であること。
- 風、雪、振動等により倒壊又は落下しないよう堅固に設置するものであること。
- 信号機、道路標識の効用を妨げないものであること。
- 一般交通の用に供する道路上に設置しないこと。

★ 色彩の一般基準

※１「赤、緑、紫の原色又は原色に近い色彩」とは、次の表の色相・明度・彩度のマンセル値にすべて該当する場合をいう。

	色　相（H）	明　度（V）	彩　度（C）
赤(R)	１R以上　６R未満	４以上　６未満	８超え
緑(G)	１G以上　７G未満	４以上　７未満	６超え
紫(P)	６P以上　９P未満	４以上　６未満	７超え

※２「その表示部分を最小面積にとどめること」（※１のマンセル値に該当した場合）

都市計画法第２章に規定する用途地域のうち 商業地域・近隣商業地域・準工業地域	その他の地域
５０％を超えない範囲 （赤、緑、紫の合計面積）	４０％を超えない範囲 （赤、緑、紫の合計面積）

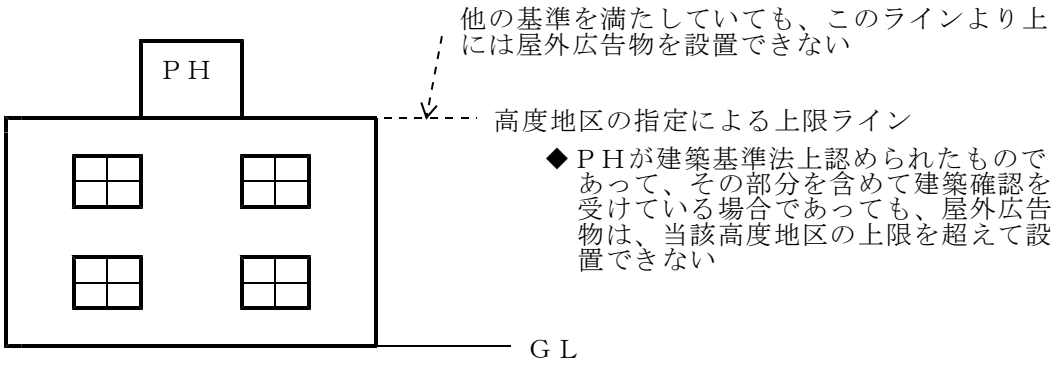
■　種類別基準

□ 建築物を利用するもの

屋上広告物

● 屋上広告物の共通基準

◆ 高度地区の指定による限度



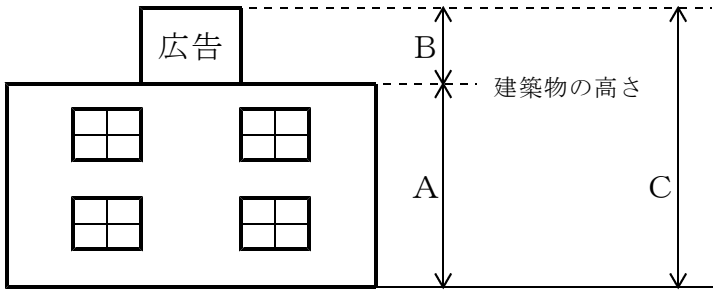
◆ 和風建築物の棟には屋外広告物を掲げないこと

◆ 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと

● 屋上広告物の地域別基準

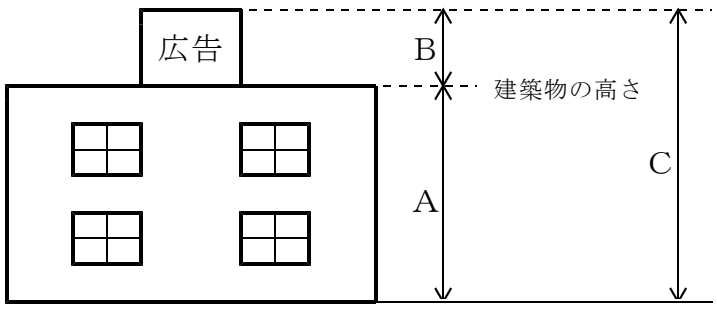
Ａ＝建築物の高さ（＝建築物の最高の高さ）
Ｂ＝広告物の高さ（＝建築物の高さから広告物の表示面積部分の上端まで）
Ｃ＝（平均ＧＬから広告物の表示面積部分の上端までの高さ）

○ 第１種地域（第１種・第２種住居地域）



◆Ｂ≦Ａ×$\frac{1}{2}$　で
かつ地上から広告物の上端までの高さが２５ｍ以下

○ 第２種地域（その他の地域）

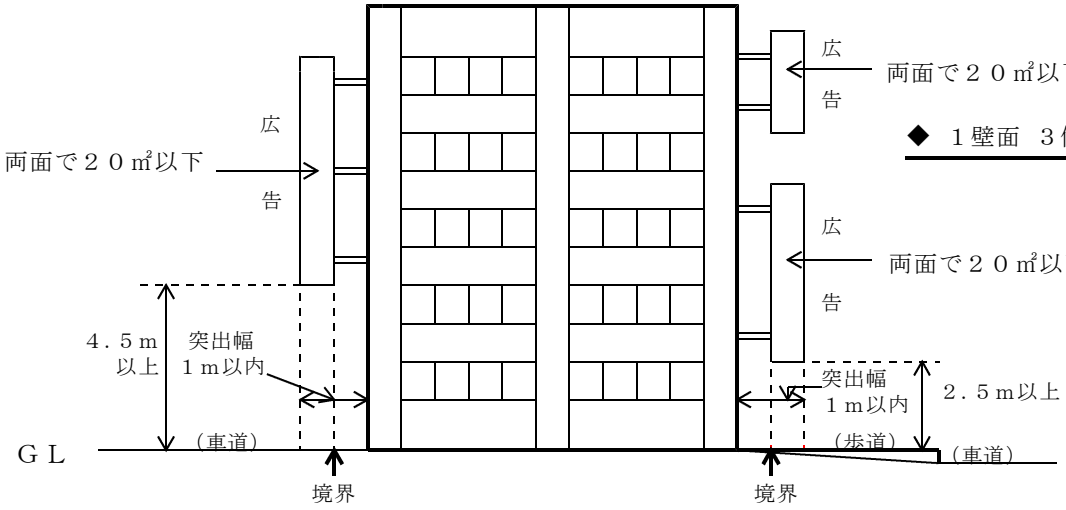


◆高さ(Ａ)が１５ｍ未満の場合
Ｂ≦Ａ×$\frac{1}{2}$　で
かつ地上から広告物の上端までの高さが２０ｍ以下

◆高さ(Ａ)が１５ｍ以上の場合
Ｂ≦Ａ×$\frac{1}{2}$　で
かつ地上から広告物の上端までの高さが３６ｍ以下

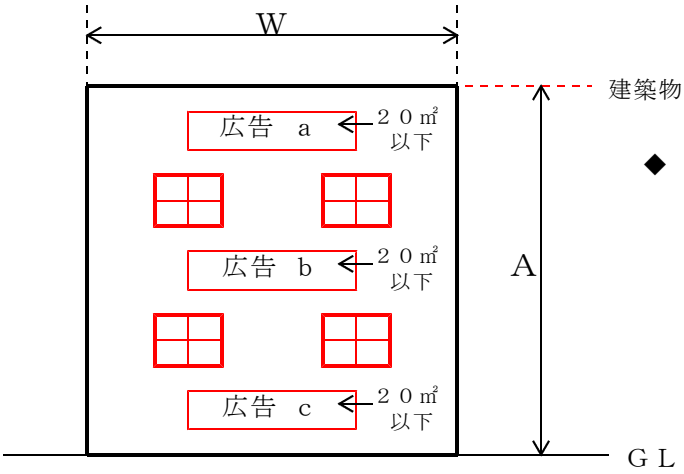
軒下広告物

○突出



◆ １壁面 ３個以下

○壁面



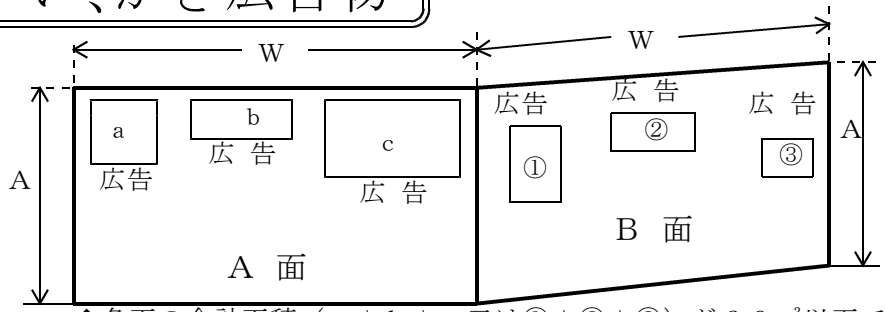
突出＋壁面で１壁面３個以下

◆ １壁面 ３個以下

◆ 合計面積（ａ＋ｂ＋ｃ）が６０㎡以下でＡ×Ｗ×$\frac{1}{3}$ 以下

＊ ａ、ｂ、ｃは各々２０㎡を超えないこと

へい、かき広告物



◆１面 ３個以下

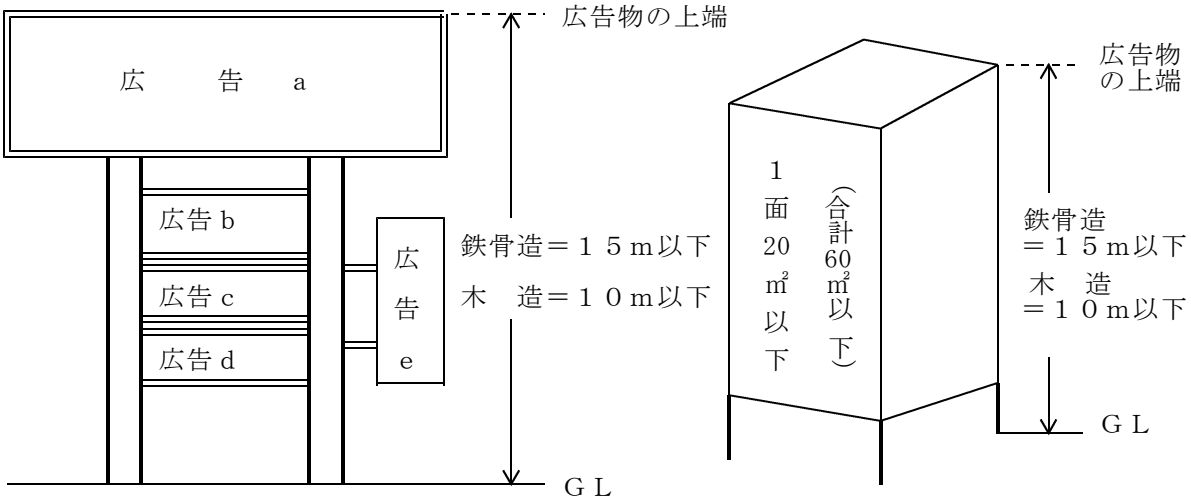
◆古い土べいには掲げないこと

◆各面の合計面積（ａ＋ｂ＋ｃ又は①＋②＋③）が６０㎡以下でＡ×Ｗ×$\frac{1}{3}$ 以下

＊ ａ、ｂ、ｃ、①、②、③は各々２０㎡を超えないこと

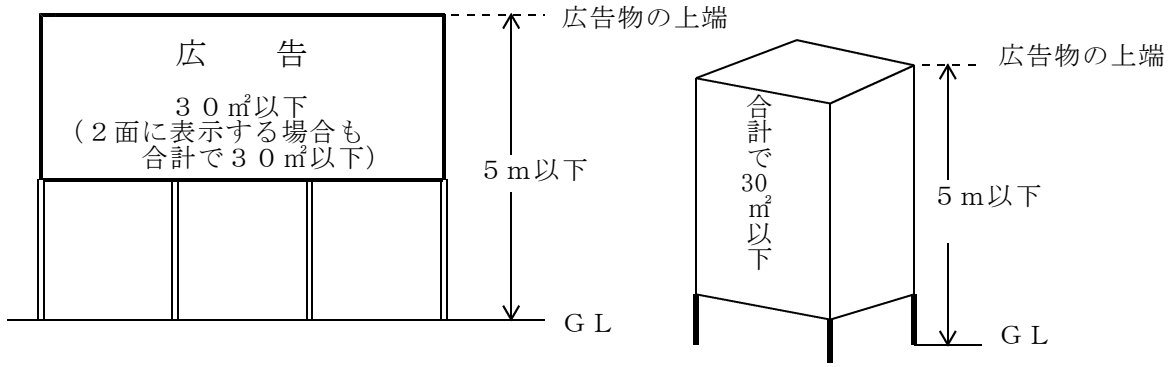
◆広告物の上端はへい等の上端を超えないこと

広 告 塔

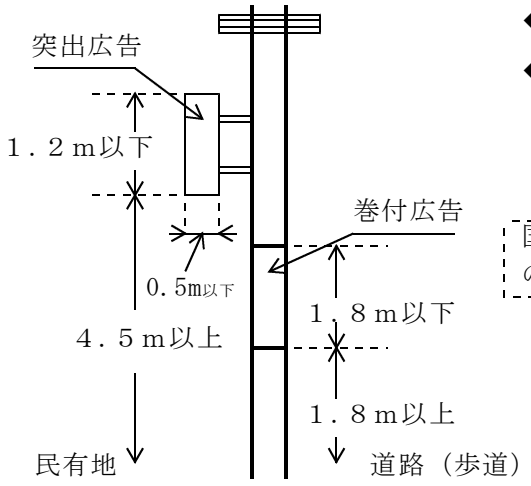


◆ １面（ａ＋ｂ＋ｃ＋ｄ＋ｅ）２０㎡以下
◆ 各面の合計面積が６０㎡以下

建植広告物



電柱広告物（突き出し広告、巻き付け広告）

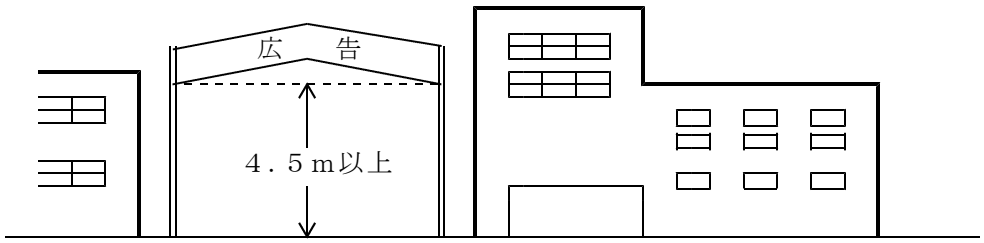


◆突出、巻付は電柱１本にそれぞれ１個

◆突出は、道路と反対の方向（民有地側）に取り付けること。［突出の先端が道路（歩道）上にかからない場合は、この限りでない］

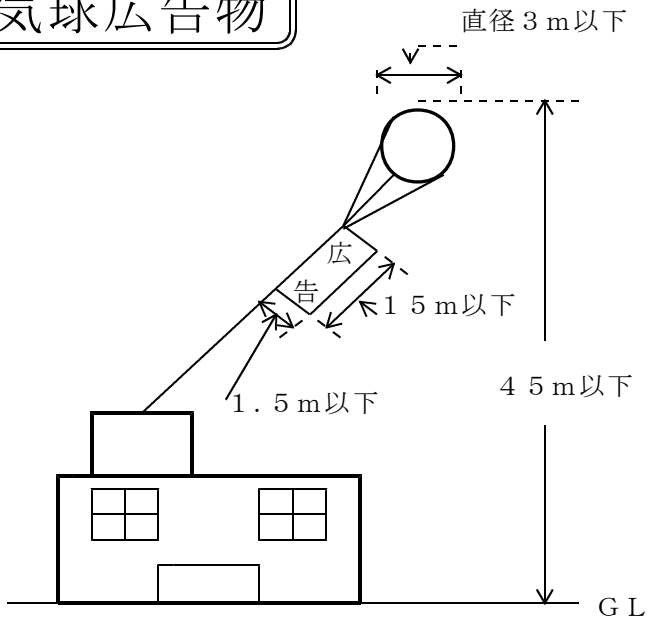
国立、国定公園及び県立自然公園の特別地域内の突出は、設置高さが５ｍ以下とされている

アーチ広告物



◆アーチ上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみ表示
◆上記以外の広告物は、下部の柱部に掲出

気球広告物



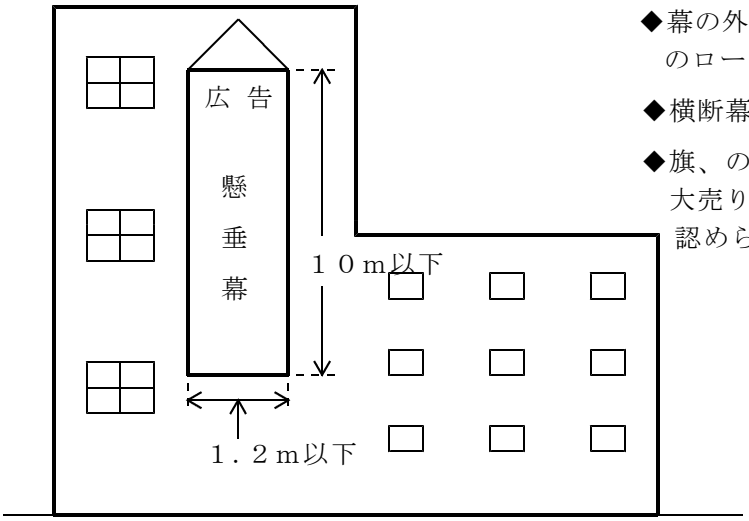
◆掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと

◆広告面にネットを使用のこと

◆風速５ｍ以上の時は掲揚しないこと

◆気球に補助綱があること

広告幕（懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等）

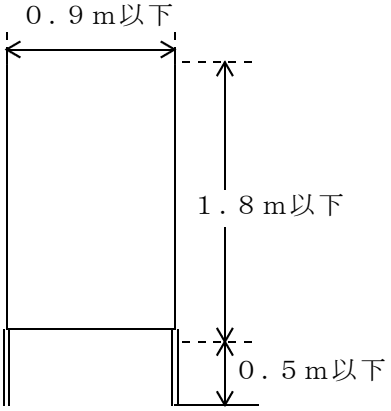


◆幕の外周には、風圧に耐えられる太さののロープをいれること

◆横断幕は繁華街においてのみ掲げること

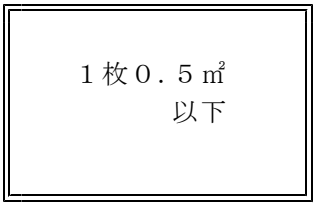
◆旗、のぼり等は祭日、縁日、臨時興業、大売り出しのほか、商店街の慣習として認められている場合に限る

□　立看板

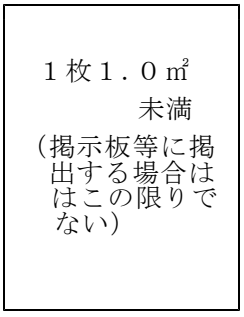


◆設置期間は、２ケ月以内

□　はり札



□　はり紙



◆新聞紙に墨書き又は絵具書きしたものは掲出しないこと

◆掲出期間は、１ケ月以内

許可申請等の手続

許可申請等についての照会、相談、受付等は**まちづくり推進課**で行っております。

■ 新設の場合

広告物許可申請書正副２通に、次の書類（１０ページ参照）を添付して提出し、許可を受けてから着工してください。

■ 変更の場合

広告物変更許可申請書正副２通に下記(1)～(4)に掲げる書類を添えて提出し、許可を受けてから着工してください。

■ 継続の場合

許可期間が広告物の種類に応じて規定されています。期限後も引き続き広告物を掲出する場合は、期間満了の３０日前までに広告物継続許可申請書正副２通に下記(2)～(4)に掲げる書類を添えて提出し、許可を受けてください。

【添付種類】

(1) 変更の内容を明らかにした書類（１０ページ参照）
(2) 許可の申請前３月以内に行った点検の結果を記載した、奈良県屋外広告物安全点検記録
(3) 点検状況が確認できるカラー写真（許可の申請前３月以内に撮影したもの）
(4) その他市長が必要と認めるもの

各許可申請には手数料（１１ページ参照）が必要です。
納入方法はまちづくり推進課で確認願います。

■ 申請者、管理者の住所・氏名を変更した場合

住所氏名変更届１通を提出してください。

■ 撤去した場合

屋外広告物撤去届１通を提出してください。

■ その他（他法令により手続きが必要な場合）

● 高さ４ｍを超える広告塔等に広告物を掲出する場合

工作物の確認（建築基準法）

奈良県高田土木事務所建築課

● 道路敷地や道路の上空に広告物を掲出する場合

道路占用の許可（道路法）

（国道）　奈良国道事務所橿原維持出張所
（県道、県管理の国道）　奈良県高田土木事務所管理課
（市道）　御所市産業建設部建設課

● その他許認可の手続が必要な場合がありますので、それぞれご確認ください。

許可申請必要書類

必　要　書　類		新規	変　更		継続	備　　考
			意 匠	その他		
①屋外広告物許可申請書 （規則・様式第１号）		○				
②屋外広告物変更許可申請書 （規則・様式第２号）			○	○		
③屋外広告物継続許可申請書 （規則・様式第３号）					○	
④付近の見取り図		○				縮尺１／２，５００程度の地図等に設置場所を記入（朱書）。
⑤奈良県屋外広告物 安全点検記録 （規則・様式第２号の２）			○	○	○	許可の申請前３月以内に行った点検の結果を記載。
⑥点検状況が確認できる カラー写真			○	○	○	許可の申請前３月以内に撮影したもの。
⑦色彩及び意匠を表す図面		○	○	○		広告物の色彩図（立面図に着色も可）。赤、緑、紫の各色彩を使用する場合は、マンセル値および使用面積を記入。
仕様書及び設計図	⑧敷地配置図・平面図	○		○		広告物の設置場所を記入(朱書)。敷地配置図に設置場所が表示できれば平面図は不要。
	⑨立面図	○		○		広告物の設置場所を記入。 屋上の場合は図面上にＧＬ、最高の高さ、広告物の上端の高さを各々記入。
	⑩構造図	○		○		広告物の構造を示す図面。（基礎構造図、取付断面図を含む）。 照明の取付状況を示す図面。
⑪確認済証及び確認申請書 （建築物）の第１面～第５面の写し		△ ※１ ※２				※１ 屋上広告物の場合、または屋上広告物か軒下広告物か判別できない場合に必要。（建築物断面図でも可） ※２ 展望規制地域内における自家用広告物について、建築延面積を確認する場合に必要。
⑫道路占用許可書の写し		△ ※３		△ ※３		※３ 道路（公道）の上空を占用する場合に必要。
⑬委任状		△ ※４	△ ※４	△ ※４	△ ※４	※４ 申請者が第３者に申請を委任する場合に必要。
⑭形状寸法・手数料内訳書		○	○	○	○	

△印の書類は必要に応じて添付の必要があります。

＊ 申請部数　　各２部

屋外広告物許可手数料と許可期間

［手数料額については「市手数料条例第2条」に基づき規定

（平成１４年４月１日から適用）

種　　類	手　　数　　料	期　　間
広告塔、アーチ広告物、 屋上広告物、建植広告物、 軒下広告物、塀垣広告物	５㎡まで　１，５００円 ５㎡増すごとに １，５００円加算	３年以内
気球広告物	１個　　１，０００円	１年以内
広　告　幕	１個　　５００円	
電柱広告物	１件５個まで１０００円 ５個増すごとに １，０００円加算	
立　看　板	１件５個まで１０００円 ５個増すごとに １０００円加算	２ケ月以内
は　り　札	１件５個まで５００円 ５個増すごとに ５００円加算	１年以内
は　り　紙	１件１００枚まで ５００円 １００枚増すごとに ５００円加算	１ケ月以内

○　１件とは一括申請されたもので形状、大きさ、意匠等同一のものをいいます。

○　単位の端数は、一単位に切り上げます。

適　　用　　除　　外

自家用広告などについて、条例の規定の一部の適用を除外して、一般の広告物より規制の基準を緩和している場合があります。

したがって、禁止地域・禁止物件であっても、広告物を掲出できる場合がありますので詳しくはまちづくり推進課にご相談ください。

- 公職選挙法その他の法令の定めるところにより行う選挙運動又は政党その他の政治団体の選挙における政治活動のために表示されるもの。
- 他の法令の規定により表示を認められたもの又は義務づけられたもの。（道路法に基づく道路標識、建築基準法に基づく確認の表示等）
- 国、公共団体又は知事が認める公共的団体がその事務又は事業に関して主として公共の利益のために表示するもの。
- 自家用広告物
  自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、営業所等に表示するもの、又は自己の所有する土地、又は建造物の一部に管理上必要があって設置するもので、次の表の基準に適合するもの。

事務所、営業所等に表示するもの	所有地、管理地等に表示するもの
10㎡以下	5㎡以下

- 講演会、講習会、展覧会、音楽会等に関するものでその会場の敷地内に表示するもの。
- 車両に表示されるもの。
- 神社、寺、教会が宗教行事のため表示するもの。
- 年中行事のため主催者が表示するもの。
- 冠婚葬祭のため表示するもの。

その他の注意事項

□　適正な管理と自主撤去

- 許可の表示
  許可を受けた広告物には、許可の標識を必ず付けてください。
- 管理義務
  設置者又は管理者は、表示又は設置した広告物を、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。
- 撤去義務
  許可期限が満了したとき、又は広告物を表示する必要がなくなったときは、その表示者又は申請者は責任をもつて撤去してください。
- 罰則の適用
  許可が必要なのに許可を受けなかったり、禁止されている地域や物件に表示したりして、条例に違反したときは、５０万円以下の罰金に処せられます。

屋外広告業届出・屋外広告物講習会

□　屋外広告業届出

奈良県内で屋外広告業を営むには、知事に届け出が必要ですので県担当窓口（下記）までお問い合わせください。

また、屋外広告物講習会修了者等を営業所ごとに置くことが義務付けられています。

なお、氏名（名称）・所在地・代表者・講習会修了者の変更があった場合は屋外広告業変更届が、屋外広告業を廃止するときは屋外広告業廃止届が必要です。

□　屋外広告物講習会

講習会の講習科目は、次のとおりです。

- 屋外広告物の法令に関する科目
- 屋外広告物の表示に関する科目
- 屋外広告物の施行に関する科目

※　講習会の手数料は、県担当窓口（下記）までお問い合わせください。

〒630-8501　奈良市登大路町30

奈良県　景観・自然環境課　景観・屋外広告係

TEL：0742-22-1101（代表）